

令和7年3月

お得意様 各位

オリコミ南日本新聞サービス
鹿児島県鹿児島市南栄3-6-8
TEL 099-267-4415

整体院などの折込広告取り扱いについて

早春の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このほど厚労省の広告ガイドライン改定において、整体院、カイロプラクティック、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（通称「あはき師」）が営む鍼灸院、柔道整復師法で規制されている柔道整復師が営む整骨院の施術に関する広告掲載内容がすべて同等の基準となりました。

下記の項目以外は一切掲載ができません。

新聞折り込みの可否判断が難しくなっているため、**印刷前に必ず事前審査**を受けていただきますようお願い申し上げます。

事情ご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施日 令和7年4月1日付け折り込み分より適用

掲載内容

- ① 施術者の氏名及び住所（柔道整復師等の資格の有無）
 - ② 業務の種類
 - ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - ④ 施術日または施術時間
 - ⑤ 予約に基づく施術の実施
 - ⑥ 休日または夜間における施術の実施
 - ⑦ 出張による施術の実施
 - ⑧ 駐車設備に関する事項
- ※ 整骨院では申請に医師の同意が必要な旨を明示する場合に限り、医療保険診療費支給申請ができる旨の記載ができます。

以上